

外国籍の子どもの就学について

1 現状

○「公立義務教育諸学校への受入」に係る文部科学省の見解

- ・外国人の子どもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、**公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合**には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れる。

- ・教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障する。

○不就学の人数については、住民登録により把握

<参考>平成 31 年 1 月 7 日付毎日新聞に記載の不就学の子どもの算出方法

住民登録している外 国籍の小中学生年齢 児（約 77,500 人）	-	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校在籍児童生徒数 (57,013 人) ・市町村把握の外国人学校等在籍 児童生徒数 (3,977 人) ・不就学として把握している外 国籍の子ども（人数明記なし） 	=	就学不明児童生徒数 (約 16,000 人)
<就学不明の主な理由>				
<ul style="list-style-type: none"> ・家にはいるが、不就学 ・所在不明、帰国、転居 ・私立・外国人学校等に就学 しているが自治体が未把握 				

○不就学により、日本語学習が進まないため、近隣住民等とコミュニケーションがとれなくなっている。また、生活や就労に必要な知識が身につかず、就職・進学等が難しくなっている。

2 対応

(1) 「あいち多文化共生推進プラン 2022」の推進

- 不就学の外国人児童生徒数を減らすことを重点施策に掲げ、以下の取組を実施(数値目標 2,664 人⇒1,800 人)(資料 2-2 参照)

【不就学の子どもの推計】

義務教育 年齢者数	-	(国公立 小中学校 在籍生徒数	+	ブラジル人学校 在籍者数	+	朝鮮学校 在籍者数	+	名古屋国際学校 在籍者数) =	推定 不就学者数	割合
14,415 H28.12.31	-	(10,538 H28.5.1	+	676 H29.5.1	+	263 H29.5.1	+	274 H29.5.1) =	2,664	18.48%
14,937 H29.6.30	-	(11,525 H29.5.1	+	676 H29.5.1	+	263 H29.5.1	+	274 H29.5.1) =	2,199	14.72%
16,276 H30.6.30(速報値)	-	(12,489 H30.5.1(速報値)	+	676 H30.5.1	+	250 H30.5.1	+	299 H30.5.1) =	2,563	15.75%
										割合	=推定不就学者数 ÷義務教育年齢者数	
法務省 「在留外国人統計」 6歳から14歳の数			文部科学省 「学校基本調査」		多文化共生推進室 「ブラジル人学校調査」		私学振興室調査		私学振興室調査			

【不就学の子どもを減らす取組】

① 「あいち外国人の日本語教育推進会議（こども部会）」の開催

- ・不就学の子どもたちへの対応の必要性について、有識者より提案を受け、「あいち多文化推進プラン 2022」の重点施策として位置づけ

<参考>「こども部会」構成メンバー

有識者（大学教員）、日本語教師養成機関、学習支援団体、国際交流協会、県教育委員会等

② 外国人児童生徒日本語教育支援補助金

- ・県内の外国人児童生徒の就学支援等のため、市町村域を越えて外国人児童生徒への日本語教育や就学支援活動を行う NPO 等の団体に対して、送迎費等の補助を実施

<参考>平成 29 年度実績 4 団体 補助額 8,605 千円

③ プレスクールの普及

- ・入学前に日本語の初期指導や学校生活の適応指導を行うプレスクールを普及するため、市町村向け説明会を開催

④ 不就学の子どもや保護者の就学意識・意欲の高揚

- ・在名古屋ブラジル総領事館主催の教育フェアで、学習支援や進学に関する情報提供を実施

(2) 「多文化共生推進協議会(*)」による国への提言

- 平成 30 年 8 月 3 日 総務省、法務省、文部科学省に実施

<提言内容>

外国人の子どもの就学状況の全容を継続的に把握するとともに、スクールソーシャルワーカー等や福祉機関との連携を積極的に推進し、公立小中学校、外国人学校等のいずれかの教育機関等で教育が受けられ、健康管理にも配慮される仕組みをつくること

(*) 構成団体：群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市